

国民年金の届出・手続きを必ず行ってください

国民年金は日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。次のような場合には、必ず届出を行ってください。

20歳になったとき

厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったときは、印鑑と年金手帳（すでに持っている方のみ）を持参し、資格取得の手続きをしてください。

被扶養配偶者の方の収入が増えたとき

厚生年金や共済組合に加入している方の被扶養配偶者（第3号被保険者）の方のパート収入などが130万円以上になったときには、印鑑、年金手帳を持参し、種別変更の手続きをしてください。

免除制度等をご利用ください

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難な場合には、免除制度や学生納付特例制度を活用することにより、保険料の未納を防ぐことができます。

詳しくは、旭川年金事務所（0166-27-1611）または住民課戸籍担当（56-2123）までお問い合わせください。

会社を退職したとき

厚生年金や共済組合に加入している第2号被保険者の方が、60歳になる前に会社などを退職したときは、会社を退職した日が確認できる書類、印鑑、年金手帳を持参し、資格取得の手続きをしてください。

被扶養配偶者の配偶者が退職したとき

配偶者の方が退職して、厚生年金や共済組合の加入者でなくなったときには、配偶者の方が会社を退職した日が確認できる書類、印鑑、年金手帳を持参し、種別変更の手続きをしてください。



住所変更などは必ず届出！※原則14日以内に

皆さんの住所などの必要事項を記録する住民票（住民基本台帳）は、様々な行政の基礎となるものであり、正確でなければなりません。実際に住んでいる所が住民票と違うと、その町で本来受けられる住民サービス（例えば、国保加入、医療費の助成など）が受けられなくなりますので、必ず届出をされますようお願いいたします。

住所変更などは原則として、ご本人もしくは同じ世帯の方からの届出により把握します。確実な住民サービスを提供するためにも、ご理解とご協力をお願いします。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

令和3年度保険料率改定のお知らせ

【協会けんぽ北海道支部からのお知らせ】

令和3年3月分（4月納付分）から健康保険料率は10.45%（プラス0.04ポイント）、介護保険料率は1.80%（プラス0.01ポイント）となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに関しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

【皆様にお願したいこと】

保険料率は各都道府県の医療費水準に基づき算出されており、北海道の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みになっています。

医療費の上昇を抑えるため、健診の受診、企業を挙げての健康づくり、ジェネリック医薬品の使用促進などの取組にご協力をお願いいたします。

☎ 全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部 ☎ 011-726-0352（代表）

占冠村議会議員補欠選挙が行なわれます

占冠村議会議員に欠員が生じたことから、4月18日（日）に占冠村議会議員の補欠選挙が予定されています。

選挙は、民主主義の基本であり、占冠村の健全な村づくり、発展につながる大変重要な選挙です。

地方自治に対して意思表示ができるこの機会を逃さず、主権者の誇りと責任をもって、自らの判断に基づいて、清き一票を投じましょう。

選挙期日 令和3年4月18日（日） 選挙すべき人数 2名

選挙・投票に関してご不明な点があればお気軽にお問い合わせください。

☎ 占冠村選挙管理委員会 占冠村字中央(占冠村役場内) ☎ 0167-56-2121

▼投票のできる方 ※以下の全ての要件を満たす方

- 日本国籍を有する方
- 平成15年4月19日以前に生まれた投票当日満18歳以上の方
- 令和3年1月12日までに占冠村に転入し、引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録され、占冠村の選挙人名簿に登録されている方。ただし、投票する日までに村外に転出された方は、投票できません。

▼投票入場券は大切に保管願います

投票入場券は選挙告示日(4月13日)までお手元に届くように郵送いたしますので大切に保管願います。なお、投票入場券が届かない場合でも投票できますのでお問い合わせ願います。

▼投票所及び投票時間 ※各投票所の投票時間は、次のとおりです。

投票所	投票時間
占冠村コミュニティプラザ (第1投票所)	午前7時から午後8時
占冠地域交流館 (第2投票所)	午前7時から午後6時
双珠別住民センター (第3投票所)	午前7時から午後4時
トマムコミュニティセンター (第4投票所)	午前7時から午後6時

▼選挙当日に投票できない方は、期日前投票・不在者投票をすることができます。

期日前投票期間

令和3年4月14日(水)から4月17日(土)まで

期日前投票場所と時間

- 占冠村総合センター和室
(午前8時30分から午後8時まで)
- トマムコミュニティセンター事務室
(午前8時30分から午後5時30分まで)



投票日当日に、仕事や旅行、レジャーなどの理由で投票できない方は、期日前投票又は不在者投票ができます。